

しょう ふくしきーびす  
障がい福祉サービス

きょたくかいご  
(居宅介護)

りょうしゃめい  
利用者名

さま  
様

じぎょうしょめい けあせんたーけいかいん  
事業所名 ケアセンター恵花院なにわ

じゅう よう じ こう せつ めい しょ  
重 要 事 項 説 明 書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 居宅介護サービスを提供する事業者について

株式会社 アテナ	株主がいない
代表取締役 花川 豪	
本社所在地 (連絡先)	おおさかふほびきのしみなみえがのしょうはつちようめ6ばん6ごう 大阪府羽曳野市南恵我之荘八丁目6番6号 TEL 072-937-5797 FAX 072-937-5798 TEL 072-937-5797 FAX 072-937-5798
法人設立年月日	へいせい20ねん2がつ7にち 平成20年2月7日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアセンター恵花院なにわ
サービスの主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 障がい児（18歳未満の身体障がい者及び18歳未満の知的障がい者） 精神障がい者 難病等対象者
大阪府指定事業所番号	きょたくかいご2714300676ごう へいせい26ねん4がつ1にちしてい 居宅介護2714300676号（平成26年4月1日指定）
事業所所在地	おおさかふおおさかしなにわくくほよしにちようめ2ばん6ごう 大阪府大阪市浪速区久保吉二丁目2番6号
連絡先 相談担当者名	TEL06-6568-5300 FAX06-6568-4300 TEL06-6568-5300 FAX06-6568-4300 そうだんたんとうしゃ はりま ゆきこ 相談担当者 播摩 由紀子
事業所の通常の事業実施地域	おおさかしなにわく たいしよく にしなりく あべのく てんのうしく 大阪市浪速区・大正区・西成区・阿倍野区・天王寺区
事業所が行なう他の指定障がい福祉サービス	きょたくほうもんかいご2714300676ごう へいせい24ねん4がつ1にちしてい 居宅訪問介護2714300676号（平成24年4月1日指定）

2 じぎょう もくてき うんえいほうしん  
 (2) 事業の目的および運営方針

<p>じぎょう もくてき                  事業の目的</p>	<p>かぶしがいしゃあてな い か じぎょうしゃ せっち けあせんたーけいけい                  株式会社アテナ（以下「事業者」という。）が設置するケアセンター恵花院なにわ                  （以下「事業所」という。）において実施する指定障がい福祉サービス事業の居宅介護                  の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定                  居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の                  保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の                  立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。</p>
<p>うんえいほうしん                  運営方針</p>	<p>じぎょうしょ りようしゃとう きょたく じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとなむ                  事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むこと                  が出来るよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に                  おうじて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時                  における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわた                  る援助を適切かつ効果的に行うものとする。                  2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅                  介護等の提供ができるよう努めるものとする。                  3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の                  所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、                  指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者                  （以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるもの                  とする。                  4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための                  法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及                  び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの                  事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に                  定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。</p>

3 じぎょうしょまどぐち えいぎょうび およびえいぎょうじかん  
 (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

<p>えいぎょうび                  営業日</p>	<p>げつようび きんようび                  月曜日から金曜日                  ただし国民の祝日、12月30日から1月3日を除く</p>
<p>えいぎょうじかん                  営業時間</p>	<p>ごぜん9じ ごご5じ                  午前9時から午後5時</p>

(4) サービス提供可能な日と時間帯

<p>さーびすていきょうび                  サービス提供日</p>	<p>げつようび きんようび                  月曜日から金曜日                  ただし国民の祝日、12月30日から1月3日を除く</p>
<p>さーびすていきょうじかん                  サービス提供時間</p>	<p>24じかん                  24時間</p>

5 じぎょうしょ しょくいんたいせい  
 (5) 事業所の職員体制

<p>か ん り し ゃ                  管理者</p>	<p>はりま ゆきこ                  播摩 由紀子</p>
---	--

職種 しよくしゅ	職務内容 しよくむないよう	人員数 じんいんすう
管理者 かんりしや	<p>1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	<p>常勤 1人</p>
サービス提供責任者 さーびすていきようせきにんしや	<p>1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。</p> <p>2 利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。</p> <p>3 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。</p> <p>4 居宅介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。</p> <p>5 指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整を行います。</p> <p>6 居宅介護従業者（以下「ヘルパー」という）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。</p> <p>7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</p>	<p>常勤 3人</p>
ヘルパー へるぱー	<p>1 居宅介護計画に基づき、居宅介護サービスを提供します。</p> <p>2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	<p>常勤 5人 非常勤 9人</p>
職員 しよくいん	<p>介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</p>	<p>0人</p>

### 3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
きょたくかいごけいかく さくせい 居宅介護計画の作成		りようしゃ いこう しんしん じょうきょうとう あせすめんと おこない えんじょ もくひょう 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に おうじてぐたいてき さーびすないよう さだめたてじゆんしよ さくせい 応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に きょたくかいごけいかく さくせい 居宅介護計画を作成します。
身 体 介 護	しょくじかいじょ 食事介助	しょくじ かいじょ おこないます 食事の介助を行います。
	にゅうよくかいじょ せいしき 入浴介助・清拭	にゅうよく かいじょ せいしき しんたい ふく せんぱつ おこないます 入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	はいせつかいじょ 排せつ介助	はいせつ かいじょ こうかん おこないます 排せつの介助、おむつ交換を行います。
	こういかいじょ 更衣介助	いふく ちゃくだつ かいじょ おこないます 衣服の着脱の介助を行います。
	つういんかいじょ 通院介助	もとじぎょうしよ じゅうじしゃ くるま うんてん じっし つういんとう ため じょうしゃまた こうしゃ 本事業所の従事者が車を運転して実施する通院等の為の乗車又は降車の かいじょ 介助をのぞく。
家 事 援 助	かいもの 買物	りようしゃ にちじょうせいかつ ひつよう ものひん かいもの おこないます 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 よちよきん ひきだし あずけいれ おこないません 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
	ちようり 調理	りようしゃ しょくじ ようい おこないます 利用者の食事の用意を行います。
	そうじ 掃除	りようしゃ きよしつ そうじ せいりせいとん おこないます 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	せんたく 洗濯	りようしゃ いるいなど せんたく おこないます 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	かんけいきかん 関係機関との連絡	
つういんとうかいじょ 通院等介助	つういんとうまた かんこうしよならび していそうだんしえんじぎょうしよ いどう こうてきてつづきまた しよう 通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続又は障が ふくしき さーびす かけるそうだん りよう ばあい かざる い福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための おくないがい いどうなど かいじよまた つういんさきなど じゆしんなど てつづき いどうなど 屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の かいじょ おこないます 介助を行います。	
つういんとうじょうこうかいじょ 通院等乗降介助	つういんとう へるばーみづから うんてん しゃりょう じょうしゃまた こうしゃ かいじょ 通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と あわせて じょうしゃまえも しよく こうしゃご おくないがい いどうなど かいじよまた つういんさき 併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先 での受診等の手続、移動等の介助を行います。 じゆしんなど てつづき いどうなど かいじよ おこないます (移送に係る運賃は別途必要となります。)	

#### (2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

##### ① 医行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担

上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用した

サービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

りょうりょうきん じひょう  
 利用料金は、次表のとおりです

提供時間 内容	30ぶんみまん 30分未満		30ぶんいじょう 30分以上 1じかんみまん 1時間未満		1じかんいじょう 1時間以上 1じかん30ぶんみまん 1時間30分未満		1じかん30ぶんいじょう 1時間30分以上 2じかんみまん 2時間未満	
	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額
身体介護	2,805円	281円	4,427円	443円	6,433円	644円	7,332円	734円
	2じかんいじょう 2時間以上 2じかん30ぶんみまん 2時間30分未満		2じかん30ぶんいじょう 2時間30分以上 3じかんみまん 3時間未満		3じかんいじょう 3時間以上 30ぶんごと かさん 30分毎に加算			
	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額
	8,263円	827円	9,173円	918円	909円	91円		
介護を伴う場合 (通院等 介護を伴う場合)	2,805円	281円	4,427円	443円	6,433円	644円	7,332円	734円
	2じかんいじょう 2時間以上 2じかん30ぶんみまん 2時間30分未満		2じかん30ぶんいじょう 2時間30分以上 3じかんみまん 3時間未満		3じかんいじょう 3時間以上 30ぶんごと かさん 30分毎に加算			
	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額
	8,263円	827円	9,173円	918円	909円	91円		
家事援助	1,161円	117円	1,676円	168円	2,159円	216円	2,619円	262円
	1じかん15ぶんいじょう 1時間15分以上 1じかん30ぶんみまん 1時間30分未満		1じかん ぶんいじょう30ぶん 1時間15分以上30分 ごと かさん 毎に加算					
	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額
	3,014円	302円	383円	39円				
伴わない場合 (通院等 介護を 伴わない場合)	1,161円	117円	2,159円	216円	3,014円	302円	756円	76円
	30ぶんみまん 30分未満		30ぶんいじょう 30分以上 1じかんみまん 1時間未満		1じかんいじょう 1時間以上 1じかん30ぶんみまん 1時間30分未満		2じかんいじょう 2時間以上 30ぶんごと かさん 30分毎に加算	
	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額	りょうりょう 利用料	りょうしゅうたんが 利用者負担額

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけた

時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行ないます。

※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもと

ヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。

※ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
加算割合	100分の25		100分の25	100分の50

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1,096円	110円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1回の要請につき1回、利用者1人に対し、1月に2回を限度とする
初回加算	2,192円	220円	初回月、1回のみ



ふくし かいごしょくいんとうしょうかいぜん 福祉・介護職員等処遇改善 加算	しよてい たんいすう 所定 単位数 の 347 / 1000		
---	--------------------------------------	--	--

※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります)。

※ 初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

※ 特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいた

だくことになっている交通費は徴収しません。

お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。

※ 利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	りょうりょう 利用料	りょうしやふたんがく 利用者負担額	
りょうしやふたんじょうげんがくかんりかさん 利用者負担上限額管理加算	1,644円	165円	1ヶ月あたり

#### 4 その他の費用について

①交通費	利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は以下の通りになります。 (1) 事業所から片道10キロメートル未満 200円 (2) 事業所から片道10キロメートル以上 500円		
②キャンセル料	24時間前までのご連絡の場合		キャンセル料は不要です
	24時間前までにご連絡のない場合		1提供あたりの利用料の10%を請求いたします。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用  
利用者（お客様）の別途負担となります。

④ 通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費  
実費相当を請求いたします。

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（障害福祉サービスを適用する場合）、その他の費用の請求方法等  
ア 利用料利用者負担額（障害福祉サービスを適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。  
イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてお届けします。

② 利用料、利用者負担額（障害福祉サービスを適用する場合）、その他の費用の支払い方法等  
ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。  
（ア）事業者指定口座への振り込み（25日振替 但し、休日の場合は翌日）  
（イ）利用者指定口座からの自動振替  
（ウ）現金支払い  
イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）  
ウ また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額（障害福祉サービスを適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、サービス提供の契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	はりま ゆきこ 播摩 由紀子
	イ 連絡先電話番号	06-6568-5300
	ウ 受付日および受付時間	06-6568-4300 06-6568-4300 06-6568-4300 ファックス番号
	ウ 受付日および受付時間	うけつけび 月曜日から金曜日 うけつけじかん 午前9時～午後5時

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行います。当事業所の人員

体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 居宅介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画」を作成します。作成した「居宅介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

サービスの提供は「居宅介護計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

### (3) 居宅介護計画の変更等

「居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

### (4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点や

ご希望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## (5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。

また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者(児)施設における虐待の

防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)

に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	花川 豪
-------------	------

### ② 成年後見制度の利用を支援します。

### ③ 苦情解決体制を整備しています。

### ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### ⑤ 虐待を発見したら市町村に通報いたします。

### ⑥ 虐待を防止するための対策を検討する委員会を設置しています。

## 9 身体拘束の禁止

事業者は、原則としてご利用者様の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急

急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合は事前にご利用者様及びその家族へ充分

な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並び

に緊急やむを得ない理由について記録します。また、身体拘束防止のための対策として指針の

整備、委員会の設置、定期的な従業員への研修を実施します。

## 10 感染症対策について

事業者は、事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染症対策を行い、感染症の予防に努め

ます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果に

について従業員に周知します。その他、指針の整備、従業員への研修を実施し感染症対策に努めていきます。

11 業務継続計画について

事業者は、感染症や非常災害の発生においてご利用者様のサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図れるよう次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 業務継続計画を策定しています。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

12 ハラスメントについて

事業者は、従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に向け、指針の整備や従業員に対し定期的な研修を実施します。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
---------------------------------	--

<p>② 個人情報 の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------------------	--

14 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

15 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	
	担 当 部 ・ 課 名	
	電 話 番 号	

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名</p>	<p>財団法人 介護労働安定センター</p> <p>（幹事会社を東京海上日動として、他社4社との共同保険となっております。）</p>
<p>保険名</p>	<p>賠償責任保険（介護事業者賠償責任保険）</p>
<p>保障の概要</p>	<p>介護業務を行う事業者が、業務中に他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したり、又はケアプラン作成ミスによって利用者に過剰な経済負担をさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に、その賠償金等を保証する保険です。</p>

## 16 身分証携行義務

居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 17 心身の状況の把握

指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 18 連絡調整に対する協力

居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

## 19 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 20 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

## 21 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します

## 22 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情又は相談があった場合、利用者の状況を把握するように必要に応じ、状況の聞き取りのため訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ・特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者の事実関係の特定を慎重に行う。
- ・相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する)
- ・処理体制に記した通り、事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに、共同でその対応を行う。なお、苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い再発防止の対応方針を協議する。
- ・当事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処する。

<p>(事業者の窓口) 【事業者の窓口】 ケアセンター恵花院なにわ 管理者 播摩 由紀子</p>	<p>所在地 大阪市浪速区久保吉二丁目2番6号 電話番号 06-6568-5300 ファックス番号 06-6568-4300 受付時間 午前9時～午後5時</p>
<p>(市町村の窓口) 【市町村の窓口】 浪速区保健福祉センター保健福祉課 (障がい者支援)</p>	<p>所在地 大阪市浪速区敷津東1-4-20 電話番号 06-6647-9897 ファックス番号 06-6644-1937 受付時間 午前9時～午後5時30分</p>
<p>(公的団体の窓口) 【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>所在地 大阪府中央区谷町7-4-15 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時</p>



23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

24 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号

平成18年9月29日）」第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府羽曳野市南恵我之荘 8丁目6-6		
	法人名	株式会社 アテナ		
	代表者名	代表取締役	花川 豪	印
	事業所名	ケアセンター 恵花院なにわ		
	説明者氏名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

代筆者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印